

令和5年12月28日  
国土交通省

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省  
関係省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年10月27日（金）から同年11月25日（土）まで「磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いましたところ、計3件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とご意見に対する国土交通省の考え方を、以下のとおり、公表いたします。

今後とも、国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## ご意見の概要とご意見に対する国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>物理メディアの場合は第三者の介入を防げるが、オンラインストレージ等を使用した場合には、ハッキング等の行為を防ぐ事が不可能であるため、改ざん等を検出するために公開鍵暗号やハッシュタグ等の防止処置を義務付ける必要があると考える。なお、暗号強度は提出物の重要性和時代の変化に沿うために最低限を規定し、ビット数は提出側が任意に決められる様にすると良い。</p>	<p>手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなっております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>実際に工事・業務の発注部署となる出先機関には、様々な仕様書が存在しており、相変わらず工事・業務の成果品に対し、CD-ROM等への格納を求めているという現状がある。</p> <p>今般の省令改正の内容が、令和6年度の工事・業務発注に間に合うよう、出先機関との連携を図るべきと考える。</p>	<p>出先機関等の関係機関と十分な連携を図り、制度の円滑な施行を進めてまいります。</p>
3	<p>クラウドサービスについては、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述を行うようにして、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。</p>	<p>手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなっております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>